

石巻市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

石巻市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（仙台支店取扱い：以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、石巻市民の健康増進を図るとともに、石巻市における地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指すことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して実施する。

- (1) SDGs の普及啓発に関すること。
- (2) 科学的根拠に基づいた熱中症対策に関すること。
- (3) スポーツを通した健康づくりに関すること。
- (4) 食育と健康増進に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該期間満了日の翌

日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義の協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が両者署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月27日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長

斎藤正美
印

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

アゼリアヒルズ18階

大塚製薬株式会社

仙台支店 支店長

迫祐一
印